

船橋市成年後見制度利用促進基本計画の概要について

1 成年後見制度利用促進基本計画と中核機関について

認知症や知的障害、その他精神上の障害がある者の権利擁護に係る諸課題に対し、社会全体で支えあう仕組みづくりのため、権利擁護の支援及び、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画を作成いたします。

また、権利擁護支援における中核的な役割を担う機関（中核機関）を設置し、司法・医療・福祉の地域連携体制（地域連携ネットワーク）を構築していきます。なお、計画期間は地域福祉計画との整合性を図るため5年とします。

【根拠・経緯】

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年5月施行）
 - ・成年後見制度利用促進基本計画（国）（平成29年3月閣議決定）
- 市町村計画の策定へ（令和3年度樹立予定。計画期間：令和4年度～令和8年度）

2 事業概要について

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人達に対して、生活や権利を守る支援（権利擁護支援）体制の構築を目的としています。その中核的な役割を担う機関を令和4年4月に地域包括ケア推進課内に設置します。

◆中核機関の主な業務

- ・権利擁護支援や成年後見制度等の広報、啓発活動
- ・権利擁護支援や成年後見制度等の相談
- ・司法、医療、福祉等の連携体制や、庁内外の高齢者、障害者、生活困窮等各分野の連携体制の構築を行う
- ・地域連携ネットワークの事務局機能、司令塔の役割を担う など

3 市の推進体制

地域包括ケア推進課が所管課となり、地域福祉課、障害福祉課、保健所地域保健課の関係各課と組織横断的な調整を図ってきました。

また、令和2年度からは弁護士、司法書士等の外部委員を交えた検討会を行い、船橋市の計画策定に向けた検討を行ってまいりました。令和3年7月には、『船橋市権利擁護支援等推進協議会』を立上げ、引き続き計画の策定に向けた協議を行ってまいりました。

4 計画策定のスケジュールについて（令和3年度）

月	日	スケジュール
11月	30日	議長へ計画の報告
12月	8日	健康福祉委員会にて計画の報告
	15日	パブリック・コメント、動画配信の実施
2月	上旬	第4回船橋市権利擁護支援等推進協議会
3月		船橋市成年後見制度利用促進基本計画策定完了
4月	1日～	地域包括ケア推進課内に中核機関を設置

5 パブリック・コメントの実施

この計画は船橋市市政に係る重要な計画に位置付けられることから、船橋市パブリック・コメント手続きに関する要綱に基づき、下記のとおりパブリック・コメントを実施します。また、市民への説明は総合計画などの他計画と同様、動画配信により行います。

① 周知方法

広報ふなばし、市ホームページへ掲載

② 意見募集の期間

令和3年12月15日（水）～令和4年1月14日（金）

③ 公表方法

各出張所、各公民館、地域包括ケア推進課などにおける閲覧

④ 意見募集の方法

郵送・FAX・電子メール・持参